

会議録

件名	令和2年度第4回宇治市指定管理者候補者選定委員会
日時	令和2年11月30日(月) 午前10時
場所	宇治市本庁舎7階記者発表室
出席者	宮澤委員長 正木委員 赤井委員 椎名委員 事務局職員 計16名
会議内容	
◇説明・議事	
①前回委員会の主な意見	
事務局から前回選定委員会の会議録要旨について説明があり、特に質疑はなかった	
②令和4年度以降の指定管理者選定手法について	
対象施設の概要について、事務局及び担当課から説明があり、次のとおり質疑があった。	
(委員)巨椋ふれあい運動広場の土地の関係についてもう一度説明して欲しい。	
(事務局)土地については、一年毎の更新契約として京都青果合同株式会社から借用し公の施設として運営している。	
(委員)いずれの施設も、基本的には使用料収入等を徴収していても、市の側から出ている指定管理料や補助金の方がはるかに上回っている施設だという認識でよいか。	
(事務局)基本的には支出の部分の方が使用料を大きく上回っているというような状況である。	
(委員)民間業者にヒアリングを行っているということだが、通常こういう形のヒアリングはしているのか。また、ヒアリングの経過や、対象の民間業者の選定はどのような形でされたのか。	
(事務局)公募型プロポーザルにより指定管理者の検討支援業務委託という形でヒアリングを実施し、選定手法や利用料金制度の導入の検討にあたって、それぞれの市場性について調査を行った。今まで宇治市ではあまりヒアリングは実施していなかったが、今回の検討対象施設は比較的複雑	

かつ事業量も大きいため、民間参入の可能性はあるかどうかは、非常に重要なファクターであると判断し実施した。

対象業者の選定については、既に民間事業者が管理運営している事例をまずピックアップし、次に近隣施設や類似施設をリストアップした中から選定した。あわせて現公社にもヒアリングを行った。

(委員) 野外活動センターの取り組みにおけるクラウドファンディングの件について、手元の事業報告書によると目標額以上の寄附を集めたが、目標以上に集まったときはどうなるのか。

(事務局) 元々幼児向けの遊具ということで、滑り台を購入するという事でクラウドファンディングを活用したが、目標額以上に集まった寄附を活用し、もう少し多めに遊具を設置させていただいた。

(委員) 利用料金制度を導入した場合、一定額の収入に至らない場合、市が補てんするのか。また、その考え方は。

(事務局) 一般的に通常の状態においては、利用料金は基本的には収入の見込みの提案を受けて、指定管理料が決定するので、基本的に減収した部分は業者の負担になる。ただ、外的要因で指定管理者の責めにならない要因で減収した部分については、リスク分担の中でそれぞれどういった負担をするか、あらかじめ決めておく、または協議事項とすることになる。今回はコロナ禍という特殊な要因があるので、そのあたりをどうリスク分担していくのか、今後調整・検討が必要と考える。